

吉本富男元館長オーラル・ヒストリー2

文書館発展のころ

I 独立後の事業

1 独立当初の職員と運営

オイルショックが終わってから昭和50年度にオープンしたので、職員の増員は難しかったけれど、予算的には苦しかったという記憶はない。ともかく本当に職員の増員については一生懸命努力はしたけれど、付かなかった。独立の直前には県立浦和図書館から2名割譲された。

最も大変だったのが、文書館には庶務の職員がいなかったということ。課長と主任各1名ずつだったので、本当に大変だった。だから、私もかなり手伝った。

業務日誌の記入や管理など統計的な仕事の担当が行政文書課の原由美子さん、本当は庶務ではないけれど会計関係のことはやはり行政文書課の石川美代子さんがやっていた。石川さんは実質的には半分位庶務の仕事をしていた。旅費計算などは私もやっていた。その後異動してきた副館長兼庶務課長の町田勝義さんは、私が旅費関係の仕事をやっているのは忍びないといって、やってくれるようになった。町田さんは、本来主事がやる仕事までやってくれた。このように庶務課の人員が増えないから、実質的には事業課の職員が兼務するような形で仕事をしていた。ともかく職員としてはよくやってくれて、素晴らしいメンバーだった。

また、古文書のラベル貼りをやってくれた

庶務課の松本亀太郎さん。文書館に入っている初期の古文書のラベルは、大部分彼が貼ってくれたものだ。古文書が専門でもないので本当に一生懸命やってくれた人で、私は「文書館職員の鑑」だと思っているよ。ともかく課なんていっている暇はない、課を超えて職員全員で文書館を運営していかなくちゃならないんだ、という意識だった。その後、新館準備要員として庶務を増員してもらい、庶務がだんだんと他の職場並になってやっと楽になった。

2 国庫補助による調査事業

独立後はじめて実施した調査は、古文書の所在調査だ。これは、当初県の単独事業だった。それが、文化庁の補助金が付くようになったことにより、文書館としては県単の時期の調査も含めて、体系的な成果物として『埼玉県古文書所在確認調査目録』をまとめることができた。

この調査の時には、多くの写真を撮影しており、その写真やフィルムがその後『新編埼玉県史』や、各市町村史などでたくさん活用されている。古文書調査が、当時の段階で国の補助金を得て進められたということは、本県がいわゆる“先進県”であった証左といえるだろう。

古文書の所在調査後は、今度は個別の内容について調査を行いたいということになった。幸い当県には大正大学の宇高良哲先生を

はじめとする宗教史の先生がいらっしゃったので、大学の先生方に調査指導者として加わってもらい、文書館が事務局となって寺院聖教文書遺品調査をはじめたんだ。埼玉県は真言宗系寺院が一番多い、それから天台宗系、曹洞宗系。だから、各宗派から信頼されている研究者に携わってもらわなければならなかつた。当時の調査委員の顔ぶれを見ると、なかなかそうそうたるメンバーだよ。

調査した寺院は300以上にのぼるだらう。実際に現地に行って調査しているんだから。他県ではそうした大きな調査をまだ国から受けることができなかつただらうが、埼玉県の場合はすでに当館発足当時から文書調査員制度があつたので、この制度が基礎となり、古文書の調査体制が確立されていったといえるだらう。こうした国庫補助事業による調査を行つたことにより、「埼玉県立文書館あり」という名声が全国的にも知れわたつたのではないか。

体制としては独立前と独立後はそんなに変化はないけれど、なんといつても独立後は文書館として調査がどんどん出来るようになつた。聖教文書調査の後は、神社関係文書の調査が入つただらう。調査事業としては、この頃が一番多かった。

聖教文書調査を行つていた時期には新館建設もはじまつていたから、調査ばかりやつていた訳ではない。他の仕事が立て込んでいたので、とても忙しい時期だつた。

3 出先機関文書の収集、文書課との協力

昭和50年度に独立した組織となつた時点で、出先機関の行政文書の収集も視野に入れるべきだ、ということになつた。それまでは本庁の文書だけが収集対象だったけれど、独立後は「文書館」という図書館からは独立した組織になつたんだからね。

この根底には、文書課の意見もあつたんだ。文書課の方では、出先機関が持つてゐる行政文書の保存指導ということを考えていた。この文書課の保存指導は、出先機関にとっては

監査のように受け取られていたと思う。以前から文書課との関係はうまくいっていたが、その基本的姿勢としては「文書の保管については文書館」という考え方だつた。

出先機関からの収集といつても、1年間に県の出先機関すべてを回ることはできないので、年間スケジュールが決まつてゐた。私も文書課の職員と一緒に出先機関を回つて、文書館の職員として行政文書を収集したよ。文書課の職員は企画指導係長以下だいたい3名、文書館の方は私と行政文書課長の森連さんかな。それぞれの公用車で回つたと思う。¹⁾

入間市にある茶業試験場、それから熊谷市の蚕業試験場とか、まあ、ありとあらゆる所へ行つた。今収蔵している行政文書の中に、出先機関が直接文書館へ持つてきたものはほとんどのはず。全部我々が持つて来たんだから。特に、土木事務所関係の資料が多いと思う。『新編埼玉県史』にも掲載した南部河川事務所から持つて來た明治期の河川調査書は、歴史的資料としても貴重で、とてもよい史料群だな。

現在は来るようになつたんだろうが²⁾、出先機関で保管している文書を文書館に持つて来るのは大変だつた。出先機関としては手元に置いておきたいと思うのは当然だよ。これに対し文書館側としては、体系的に文書を収集したい。要は、お互いのせめぎ合いということだつたな。

当時は「公文書館法」はまだできていないから、法律的な根拠も何もなかつた。そういう時に出先機関の文書を収集できたのは、文書課の力だよ。当時、出先機関の文書を収集対象としていた県はまずなかつたと思う。この時期に収集したのは、まず第一種文書。それまでは第一種文書も入つて來ていなかつたから、総ざらいしたようなものだ。文書課の指導が何年かかけて一巡するようになつたから、それに合わせて文書館にも文書が集まつて來るようになった。

日本の文書館の行政文書では、その中心となるものが、どうしても廃棄文書になつてしまつた。

まう。私は、中心となるのは永年保存文書であるべきだ、という考えだから、どうも一致しない。「永年保存文書は現用文書だから文書館には渡せない」という理由から、なかなか文書館には引き継がれない。永年保存文書を収集している文書館というのは、全国的に見ても埼玉県以外いくつもなかったんじゃないかな。やはり、その県のなかで文書管理を扱う主管課と、文書を保存する文書館のような機関の関係がよくないと、行政文書というのは後世に残すことはできないんだな。

II 新館建設構想

1 基本構想への道程

独立後は収集した行政文書や古文書で保存スペースがすでにいっぱいだったから、私はすぐに新館を建設できる場所を探した。新館建設の理由としては、保存スペース不足の次に耐震構造の問題、そして講座や展示など文書館独自の教育普及活動ができる講座室等がないという問題を掲げ、以上の問題点を解決し、文書館を運営していくためには新館建設以外に道はない、と力説した。

その頃には情報公開の波も出てきていたから、それが追い風になった。その結果、昭和53年11月には県の主要施策に「文書館の新館建設」を盛り込むことができた。主要施策のなかで文書館の新設は、「公文書センターと一体的に検討すること」で認めるというのだから、文書館というのは単なる教育局の、いわゆる教育機関というだけではなく、埼玉県の公文書を収藏する施設として認識されるようになった。そういうなかから、やがて情報公開が出てくる。

その予算は、建設調査費として約50万円ついていた。調整のための委員会を作り、各委員には知事部局や教育委員会だけでなく、企業局、警察本部、県議会も含めてお願いし、調整を行った。県警の文書についても、当初は集中管理や公開の検討対象にあがっていたが、情報公開条例制定の流れの中で結果的に

は文書館には収蔵されなかった。とにかく新館建設というのは、これから述べるようにいろいろ難しい問題を抱えていた。

2 建設候補地

内部の調整はどうにかなったけれど、「一番の問題は新館をどこに建てるか」という点だった。第一条件は、県庁に近いこと。「永年保存文書」という現用の行政文書を保存し、廃棄文書を収集するのだから、効率的な文書の収集・保存という流れを考えると、これは絶対にはずせない。だから、なおさら適した場所を探すのに苦労した。確か、候補地を探すのに、3年間くらいかかっていると思う。

もちろん、管財課に行って相談もしていた。そのうち当時の管財課長から、「いい土地があるから一緒に見に行こう」と電話がかかって来た。仲町の、今は埼玉大学附属幼稚園がある場所だった。当時は鑑別所だった。敷地が狭かったので、あとで断りに行った。私としては、別所沼公園³⁾の一角に建てられたらいいなあと思っていたが、今考えてみると公園法の関係で、の中にはむやみに建物は建てられないんだよね。それから県庁敷地内の、昔議事堂があった場所、あるいは現在の県民健康センターやNTTがある所なども考えた。当時の職員の運転で、あちこちいろいろな土地を見に行ったよ。現在の浦和地方庁舎がある場所も勧められた⁴⁾。ただあそこは現在の2倍のスペースだったから、広すぎたんだよね。

そしてもう1か所が、現在文書館が建っているこの場所だ。でも、当時は管財課が公用車の駐車場としてここを使っていた。

当時は土地が広すぎるという理由で断った場所もあったけれど、今考えてみるとそういう場所に最初に文書館を建てておいた方が、後年新しく規模を拡張してリニューアルするにはしやすかったかなあ。当時の私は、ここまで考えが及ばなかったけれど。当時は「県庁になるべく近い土地」ということに縛られていたし、今のこの場所が一番だという意識

があったからね。

しかし、新館建設地を報告しなければならない新館建設基本構想策定委員会の最終の委員会（昭和54年8月）が迫ってきたのに事態が進展しなかった。それで、最終的には知事自身に決断してもらわなければならなくなつた。いろいろな経緯があったけれど、結局畠知事の「ここでいいよ」という鶴の一声で建設予定地は決まった。

III 情報公開制度との関係

1 情報公開の波

文書館は単なる教育機関ではなく、県の公文書を保管している重要な機関なんだという認識があった。文書館は実績という意味で、知事部局から絶大なる信頼があったから。それと情報公開の波にのったというのが、新館実現にとって大きかったと思う。当時情報公開は、畠県政の目玉と県庁内でいわれており、文書館はそれと一体的となって事業を進めなければならない立場になっていた。文書館の新館建設は、「公文書センターと一体化すること」によって認める、ということになっていたから、単に教育機関というよりは、情報公開を意識したうえでの公文書の集中管理を目的とした施設として考えられたんだ。その際、文書館が今のように教育委員会の所属でよかったのかどうか、私はそれでよかったと思っているが、最近の他県の文書館のように知事部局に行くべきだったか、という点については、後世に批判してもらえばいいことと思っている。

県の中期計画に情報公開が盛り込まれた昭和54年当時は、今よりもっと広い形で、県民への「県政情報の公開」といった程度に考えていたようだが、情報公開条例としては昭和55年くらいから本格的検討に入つていった。それで、はじめ自治振興センターの中に情報公開検討の担当があつたものが、総務部に情報公開準備室長を設け、文書課内に情報公開準備グループというのを作つて練り上げてい

くようになった。そうしたなかで、行政文書を扱っている文書館が、情報公開の一環として具体的に関連付けられるようになっていった。埼玉県は昭和44年からすでに文書館で行政文書の閲覧・公開は行つているのだから、情報公開といつても特に支障はないんだ、という機運が出てきた。当時の畠県政では、情報公開には力を入れて取り組まなければ、ということで、この波のなかに文書館も入つていった。

2 文書館と行政文書の有用性の強調

文書館新館建設の必要性を強調するためには、まず行政文書の有用性や役割を強くアピールしなければならない。古文書だけだと、一般的にはいわゆる好事家が見るための資料という印象が強くなってしまうところもあって、なかなか県政の重要施策には取り上げてもらいたくない面もある。

だから、「離権関係をはじめ文書館で収蔵している行政文書のなかには、現在の県政にとって活用できる資料が残されている。したがって、行政文書というのは、現在のみならずこれから県政にとっても活用できる、大変価値のある大事なものなんだ」という面も強く打ち出した。

たとえば、大正11年の河川用排水路の離権（官有地払下）に関する行政文書は、全部残っている。これは、貴重な歴史的資料というのみならず、現在土地の境界を確定するに際し、根拠となる資料だ。そして、看護婦台帳。看護婦として働いていたが退職した人達、いわゆる「潜在看護婦」が再就職する場合、資格認定書を紛失したりしていることが多い。それを確認するための唯一の手段である看護婦台帳が、埼玉の文書館には行政文書として残されている。

こうした事例を挙げて、「行政文書は過去の歴史を知るためだけのものではなく、現在の県政と直結している生きた資料なんだ」ということを、私は何度も繰り返してきた。大げさだけど、「文書館なくして県政は成り立

たない」とまでいったよ。それが、よかったんだろうな。

3 戦後行政文書の閲覧公開

11,235冊にのぼる昭和22~43年度までの管理委任文書を戦後行政文書といっていたが、この文書に関しては旧館時代は業務上の利用に限られており、県職員と市町村史編さん関係者にしか閲覧に出していなかった。

埼玉県の場合、昭和23年に県庁が燃えてしまっているからか、戦後の民主化直後の行政文書はほとんど残っていないんだよね。焼失してしまったため、集中管理ができなかつたんじゃないかな。埼玉県で戦後の行政文書が整つてくるのは、昭和30年以降なんですよ。それまではゼロではないけれど、ゼロに近い。

当時県庁では行政文書を一か所で集中管理していた訳ではなく、分散管理していた。教育委員会は浦和一女⁵⁾の寄宿舎を使っていたりと、部署ごとにいろいろな建物を借りていた。昭和30年の県庁舎新設により、分散していたところから一か所に集まってきた。当時は今のように文書課の書庫自体がなく、一括管理できる体制じゃなかったから、昭和20年代の文書が残っていないんだと思う。

旧館オープンの頃は戦後行政文書の目録もできていなかったから、台帳で検索してもらっていた。その後昭和55年度から3か年計画で件名カードを作成して整理したが、これには文書課から莫大な予算がついた。延べ50~60名くらいのアルバイトがいたんじゃないかな。狭い旧館の時だから、いろいろな部屋に分散して作業をしていた。台帳ができていても一般には公開・閲覧はできないから、カード作成というのはいわば一般公開・閲覧に向けての下準備といえるだろう。戦後行政文書の閲覧・公開というのは情報公開とともにあったといっても過言ではない。

戦後行政文書の目録は、『埼玉県行政文書総目録第2集』として新館オープンの日に刊行された。オープンの日に閲覧で使えなければいけないからね。ともかく第2集は、第1

集の反省の上に立って作成した素晴らしいものだった。こういう地味な仕事も、第2集の「あとがき」で述べているように、当時の潮流に乗って「情報公開と連動して、情報公開を機に充実した事業を行った」という意味づけをして、県庁内部ではプラスの評価を受けることができた。新館の引越しや落成式の準備をしながら、こんなに厚い行政文書目録を出したんだ。この目録は、全国の文書館に誇れる業績だ、と私は思っている。

V 建設から開館へ

1 設計と建設

昭和54年8月に新館建設基本構想報告書を作成・報告し、9月議会で基本設計費がついた。文書館の基本設計は、山下設計という一流の会社が行った。設計の窓口は県の営繕課だから、営繕課の職員に「文書館は、美的装飾は一切排除した建物でいい。震災や火災に耐えられる施設であることが第一だ」といった。

ともかく文書館の建設費用は、当時の金額で約20億円かかったんだ。高等学校2校分の建設費ですよ。基礎工事は地下8mまで掘り下げた。中心となる杭は直径1m50cm位もあるものが6本打ってある。県庁よりも堅固な建物なんだ。

新館建設がはじまるとき、私は旧館にはほとんどいなくて建設場所に詰めていた。実際に建設の様子を目の当たりに見て、不慮の事故などに備えていたんだ。幸いにも大きな事故は起きたけれど。

実際に建設が進むと、様々な理由から設計変更せざるを得なかつた箇所もあった。まず、展示室。実施設計の段階では、文書館の1階はすべて展示スペースの予定だった。そこに情報公開とのからみで、当時の担当部署だった自治振興センターから「文書館内に情報公開の窓口となるスペースがほしい」という要望が出た。たしか、1階部分全部を要求されたと思う。けれど私は、「展示は当館の目玉

であり、なんとしても展示室は1階でなければだめだ」と主張し、どうにか現在のスペースを確保することができた。

次に、エレベーター。これは、今でも心配している。地域住民の方々の意見を取り入れて実施設計を変更したことにより、建物の構造的しわよせがエレベーターに出てしまった。開館当時はエレベーターが頻繁に止まってしまったんだ。だから、知事や他県からの視察が来る時には、設備課にお願いしてエレベーターの業者に待機していてもらったことも何度かあった。本当に、冷や汗ものだったよ。

2 開館行事

落成式典は、大々的にやった。会場は文書館4階部分。現在地図センターの閲覧室と保存庫になっている部分が会議室で、2部屋分使って落成式を行った。

史料保存機関としては、建物自体埼玉の文書館ほどすごい施設は当時他になかったのだから、来賓客は大勢来た。志村忠夫さんが教育委員長、長井五郎さんが教育長。当時担当していた岩上進次長が開式の言葉。畠和知事は代理ではなく直接来ているでしょう。それから、菅野弘夫国立公文書館長ね。祝辞は林羅山を引用した格調高い文章で、しかも毛筆で書いてある。今も残っているのだね。

会場が狭かったということもあるが、こんな立派な施設で貴重な文書の保存を行っているということを御理解いただく意味もあり、落成記念式典とは別の日を設けて新館披露会という形で、文書の寄贈・寄託者をお招きした。文書館を支えてくださっているのは寄贈・寄託者の方々であり、寄贈・寄託者あつての文書館なのだから。新館オープンの際には、寄贈・寄託されている各家文書の中から1点を選んで展示し、収蔵文書の紹介をしている。この展示は、寄贈・寄託者の方々に大変喜ばれた。

3 情報公開制度スタートの様子

文書館の対応は、情報公開制度がはじまつても従来どおりだった。しかし、公文書センターでは情報公開初日に行列ができたら困る、混乱が起きてはいけないというので、開始時間である9時より前に来ている人には、着いた順に整理券を配布したのです。そうしたら僕がいた2階の閲覧室に、1番だったか、2番だったか、それは覚えていないけれども、早い整理番号を持った若い男性が飛び込んできた。これは強い印象で覚えている。あの時は、たまげたね。「いや、こちらではなく、それは1階の公文書センターなのです」といったけれども、文書館に飛び込んできた時には、職員一同きょとんとしてしまった⁶⁾。

ただ、県民にとって情報公開と文書館の使い分けが難しかったというのは事実。2階はどんな業務をやっているのか、情報公開とは何か、文書館とは何をするところなのか、わかりにくい。だから、閲覧者に対しては文書館の業務について丁寧に説明した。

情報公開がスタートした日の光景としては、今でも鮮明にその場面がよみがえってくる。だからといって、文書館自体が、どうこうというようなことはなかったのです。

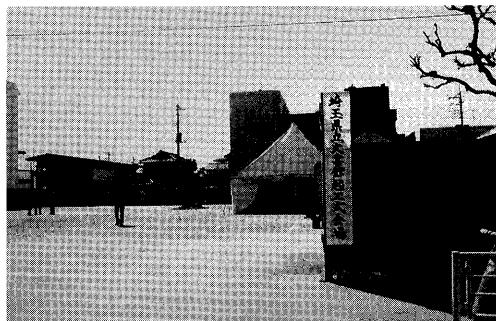
4 職員と事業

はっきり言って、職員の増員は思うように図られなかった。私が要求したのは32名で、査定後は16名。これには困った。庁舎は大きくなる、仕事は拡大したい、職員は増えない、思ったように仕事はできない・・・そういう悩みがあった。

新館となって建物の規模が大きくなったので、庶務課はもちろん増えた。文書館が開館した昭和44年の時点で7名、その2年後に8名、独立した50年に10名、新館が開館するまでに12名となっていた。そして、新館オープンに際しては4名増えたんだ。その4名のうち2名が庶務課だった。

これだけ大きい建物を維持していくのだから、いうまでもなく旧館の時に比べ管理費は

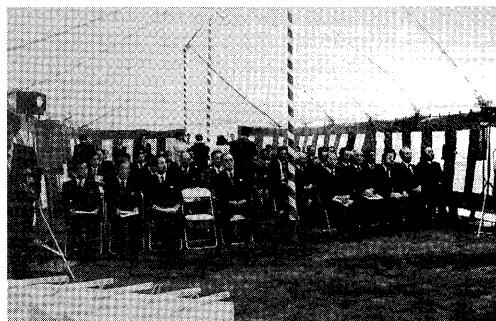
新館オープン 昭和56~58年度



起工式会場（昭和56年4月7日）



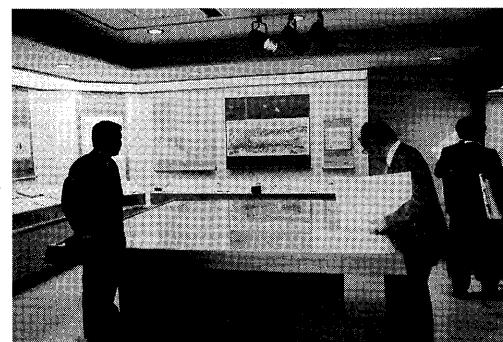
落成式で祝辞を述べる畠知事（昭和58年5月30日）



起工式参列者



落成式参列者



「落成記念文書展」を見学する参列者たち

ものすごく増えた。文書館単独の事業としては、重要古文書複本作製事業、収集行政文書保存整理事業、古文書収集整理保存促進事業、教育普及事業、基本図書整備事業という5本の柱があった。その他にも、文書課や教育局総務課、文化財保護課などから執行委任事業を6本も受けており、開館当初は予算も随分と潤沢だったけれど、なにせ職員が少なかったから仕事は大変だった。けれど、事業を縮小することなど考えなかった。

私の考え方としては、「事業は5年で一区切り」。5年ごとに新しい事業を考え出したり、第1次、第2次と事業を継続したり、常に政策的経費を予算化することを考えていた。当時は、一般経常費では事業費は取れなかつたから。県の施策に乗らなければ、予算は付かない。そういう予算の取り方をしない限り、大きな事業はできなかつた。経常費というのは決まっていて、大きい事業ができる金額じゃなかつたから。ちょうど県の施策を拡大する時期でもあったのでその波に乗り、開館以降も政策的経費は増えていった。

なかでも重要古文書複本作製事業は、原文書保全のためにぜひ文書館でやらなければ、とつねづね思っていた事業。当時県史編さん事業が最盛期だった茨城県史編さん室では、史料が保存されている現地でマイクロフィルムに撮影し、それから複写本を作つて編集作業などに利用していた。「原文書を直接借りて来る」従来の方法とは、まったく異なつた史料の収集方法だった。茨城県歴史館の中には、あつた編さん室に入ると、ダーツと複写本が並んでいた。私はびっくりすると同時に、「これだ、原文書の保存のためにはこれでいいかなくては駄目だ」と直感したんだ。文書館ではもちろん寄贈・寄託を受け入れるけれども、これは保存庫に保存しておく。そして、原文書の複写本を作成し、こちらを閲覧に供するのが最もよい方法だろう。

それから、展示のこと。文書館は博物館と違つて、展示が中心ではありません。ですから、自ずから展示に予算が付いてないでしょ

う。展示には、私はそれほど力を入れなかつた。それでも旧館時代に比べれば展示室はあるし、展示解説書を作る予算もある。文書館の予算や規模は、もちろん博物館とは比べものにはならないけれど、「文書館が行うべき展示」を常に心がけていたんだ。それが、収蔵文書を中心とした展示だった。

開館当初予算化まで漕ぎ着けた事業が、今では予算が少なくなつて変わつてしまつたものもあるが、現在も文書館事業の基幹となつてゐるのではないか。

新館開設当時はまだ公文書館法も制定されてはおらず、各都道府県の文書館等は現在のように多数設置されてはいなかつた。したがつて全国の先進館として全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の会長兼事務局も引き受けなければならない立場であつた。そのような訳で本館の一挙手一投足が全国の先例となるので、どのような文書館をつくり、どのような事業を展開していくかは単に本県のためばかりでなく、全国の模範となることだったので、いやが上でも頑張らなければならなかつた。

1) 出先機関文書は、昭和53年に最初の実態調査と1,361冊の収集が行われた。文書館沿革資料No 9 参照。

2) 昭和62年度から文書館への集中化が図られ、以後第1種保存文書（11年以上保存）は、定期的に管理委任されるようになった。

3) 県庁から西へ徒歩10分程の県営公園。

4) 県庁から北へ約2kmの位置にあたる。

5) 県立浦和第一女子高等学校。浦和市岸町に所在。県庁から徒歩15分程の距離。

6) 文書館の閲覧と情報公開は共に昭和58年6月1日に開始され、文書館閲覧室は2階、公文書センター情報公開コーナーは1階にあつた。

主な出来事 昭和59～平成9年度



歴史資料保存利用機関連絡協議会第10回大会開催
(昭和59年10月25～26日)



地図センター開設記念式典 (平成4年11月24日)



地図センターを見学する参列者たち



第1回文書館振興国際会議出席のために当館を訪れた、ICA派遣使節マイケル・ローバー氏
(昭和61年8月21日)



「埼玉人物事典」刊行記念講演会
(平成10年3月7日：埼玉会館小ホール)